

人間ドック受診費用の助成について

(上限10,000円)

(代表者・従たる事務所の政令使用人)

令和5年度版

令和5年4月～

令和6年3月受診分

助成要件

- ① 本会（TRA）の正会員であって、その代表者並びに従たる事務所の政令使用人（本会に登録されている者）であること
- ② 人間ドック受診日時点において40歳以上であること
- ③ 申請日までに、受診年度までの本会年会費を完納していること
※「人間ドック」とは、生活習慣病その他疾病の予防及び早期発見を目的とする身体の精密検査により行う総合的健康診断であって、基礎検査を中心とした一般的な検査項目を満たすものをいいます（オプション検査は含みません。）。

助成金の額は、人間ドックの受診費用にかかった実費のうち、上限10,000円までです。ただし、同一の助成対象者に対する助成金の交付は、同一の年度内において1回限りです。

申請手続

①

・助成要件を確認し、人間ドックを受診

②

・申請書類をTRA総本部事務局に提出

③

・書類審査

④

・TRAから助成金の振込

申請時の必要書類

- ①TRA 人間ドック受診費助成金交付申請書 ②領収証のコピー

お問い合わせ先 一般社団法人全国不動産協会 Tel 03 (3222) 3808

TRA人間ドック受診費助成金を受けるための留意事項

人間ドック受診費助成金を受けられる要件は、下記1, 2をすべて満たしている方に限ります。

1. 一般健康診断または生活習慣病の検査項目に加えて、その他疾病の予防及び早期発見を目的とする身体の精密検査による総合的健康診断であること。(一般健康診断や生活習慣病健診よりも検査項目が多くなります。)

多くの健診機関において、一般健診や生活習慣病健診とは別に人間ドックの受診コースを設けておりますが、当会の人間ドック受診費助成金制度は、以下の通り、人間ドックコース及び一般健診に差額ドック等の付加健診を受診した方に限り、その費用の一部を助成するものです。一般健診のみ、または生活習慣病健診、脳ドックなど特定の箇所に特化した検査のみの受診は助成の対象にはなりません。

また、「協会けんぽ」を利用する場合、「一般健診」に加えて「付加健診」または「差額ドック」を扱っている健診機関において受診する必要があります。

【助成対象について】

検査内容	助成対象
人間ドック	○
(協会けんぽ利用の場合) 一般健診+付加健診または差額ドック	○
一般健診のみ	×
生活習慣病健診のみ	×
脳ドック	×

2. 健診機関が発行する領収書に、人間ドックを受診したことが明記されていること。

「協会けんぽ」を利用した場合、「一般健診」に加えて「付加健診」または「差額ドック」を受診したことが明記されている必要があります。

領収書にて人間ドック相当を受診したかどうか判断できない場合は、当方より受診した健診機関に照会をいたします。